# 基本目標1 人権尊重の視点に立った暴力を許さない社会の形成

### 主要課題(1) あらゆる暴力の根絶と男女平等を推進する普及啓発・教育

DV問題の解決のためには、被害者を保護しその自立を支援することと併せて、DVの被害者も加害者も発生させないというDV予防の視点に立ち、あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくりに取り組むことが必要です。

女性に対する暴力は、女性を対等な関係と見ない意識、暴力を容認しがちな風潮など、 男女の置かれている現状や過去からの女性差別の意識の残存に根ざした社会構造上の問題であり、本県がめざしている「男女共同参画立県とくしまの実現」の妨げとなっています。

だれもが型にはめられず、伸びやかに活躍できる社会をつくるため、あらゆる暴力の根絶と男女平等を推進する啓発・教育の充実を図る必要があります。

DV等に係る意識調査の「配偶者暴力防止法の認知度」によると、配偶者暴力防止法について「法律の制定は知っている」と答えた人は79.5%いるにもかかわらず、「法律の内容も知っている」と答えた人は22.0%にとどまっており、内容も含めた周知が急務となっています。また、配偶者からの暴力には、身体に対する暴力のみならずいわゆる精神的暴力及び性的暴力も含まれていることに留意して、啓発を進めていく必要があります。

さらに、DV防止の啓発は出来るだけ早い時期から行うことが有効であるため、高校生等の若年層に対する対策が必要であると思われます。

市町村は、最も身近な行政主体として住民をDV被害から守るため、県の基本計画を勘案して、市町村基本計画を策定するよう努めなければなりません。(法律による努力義務)

### 《現在の主な取り組み》

- ・「徳島県男女共同参画基本計画」において男女共同参画社会の実現に向けた 取組を積極的に推進するとともに、「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」及 び「徳島県人権教育推進方針」に基づ〈人権教育・啓発を進め、暴力の行使によ る人権の侵害であるDV防止のための施策を総合的・体系的に推進しています。
- ・「徳島県男女協調週間」(7/7~13)、「女性に対する暴力をなくす運動」(11/1 2~25)の期間において、DV防止の県民への広報・啓発を進めています。
- ・ 徳島県立男女共同参画交流センター(フレアとくしま)で実施している「フレアとくしま100講座」において、NPO等の民間団体の提案による「企画委託事業」としてDV防止に係る各種事業を実施しています。
- ・ 県やフレアとくしまのホームページ、県の広報誌、新聞広告等によるDV防止の広報・啓発を行っています。
- ・「DV~配偶者・パートナーからの暴力に悩んでいませんか?~」「ちから」「もしか」 等啓発用パンフレットを作成し、関係行政機関に配布、設置するとともに、 DV被害 者が目にしやすい医療機関等に配付し、広報・啓発を行っています。

・ DV予防のため、若年層を対象とした「デートDV防止ワークショップセミナー」を高等学校等において実施しています。

### 今後の推進方策

県が実施する普及・啓発

- ・ 配偶者暴力防止法の内容及び趣旨等について、広〈普及・啓発を行うとともに、 DVへの理解を深め、男女共同参画社会の実現に向け、各種啓発事業を実施しま す。
- ・ DV被害者にとってまず必要なことは、DV相談窓口を知ることであり、「相談窓口、の周知・広報を進めていきます。
- ・ DVの被害者にも加害者にもならないようにするため、DV予防の視点に立って「デートDV防止ワークショップセミナー」などの若年層を対象とした啓発を推進します。
- ・ 事業主や労働関係団体等による、職場における周知・啓発の促進を図ります。

学校・家庭・地域における啓発・教育

- ・ 幼児・児童生徒の発達段階に応じ、男女が互いに認め合い尊重しあえる教育の 充実に取り組みます。
- PTA会員等に対する啓発を促進します。
- ・ 家庭教育支援者や、家庭教育支援グループのリーダーを育成します。
- ・ 教育関係機関等と連携し、地域住民に対する啓発を促進します。
- 市町村による地域住民に対する啓発を促進します。

市町村における基本計画策定の促進

市町村において、基本計画が策定されるよう働きかけます。

### 主要課題(2) 職務関係者に対する研修・啓発

被害者の相談や支援を行う職務関係者は、被害者の心身の状況、その置かれている環境を踏まえ、国籍、障害の有無等を問わず、人権を尊重し、安全と秘密の確保に努めなければなりません。

また、被害者の個人情報の取り扱い、不適切な対応による二次的被害の防止等について慎重に対処し、被害者の発見や自立を支援するため研修を充実し、職務関係者の資質の向上に努める必要があります。

### 《現在の主な取り組み》

- ・ 医療機関、民生委員・児童委員、保育所、幼稚園、学校、各種相談窓口などDV 被害者を発見しやすい立場の者が、DVの現状、特性等を理解し、DV被害者を早期発見し、被害者の同意を得て通報することにより、DV被害の潜在化を防ぎDV被害者への相談・保護・自立支援につなげていくために、ハンドブック「ドメスティックバイオレンス(DV)をなくすために もっと安全な徳島へ 」を作成・配付しています。
- ・ DV被害者支援専門研修、DV被害者等支援ネットワーク研修会などを開催し、職 務関係者の資質の向上に努めています。
- ・ こども女性相談センターにおいては、関係機関等からの講師 要請に積極的に応じ、啓発を図っています。また、組織として相談ケースの把握に努 めるとともに、スーパーバイズ等を開催し、組織全体で困難事例に対応しています。

### 今後の推進方策

研修・啓発の実施

・配偶者暴力相談支援センターの機能を有するこども女性相談センターが中心となって被害者の発見や速やかな通報、被害者への対応などの実務研修の開催や資料を提供することにより、保健所、児童相談所、福祉事務所、警察、市町村、消防、保育所、幼稚園、学校、医療機関、民生・児童委員など地域社会の中でより被害者に近い関係者の配偶者暴力に関する理解を深めます。

## 相談員への配慮

- ・ 被害者と直接接して相談に応じる相談員については、その職務の特性からバーンアウト(燃え尽き状態)等心身の健康が損なわれることがあります。
- ・ 相談員ひとりが問題を抱え込むことのないよう、組織全体で困難事例の対応を検討するなど組織的に問題解決を図ることにより、相談員の心身の状態に配慮します。
- · 加害者が来訪し相談員等が危険に遭遇することがあります。情報管理の徹底、 関係者の守秘義務の徹底や警察との連携など相談員等職務関係者の安全確保に ついても配慮します。

# 関係者の資質向上及び二次的被害の防止等

・ 県が作成したハンドブックや内閣府が作成した手引きを活用し、職務関係者の資質向上及び二次的被害の防止に努めます。

# 基本目標2 被害者に配慮した相談体制

# 主要課題(1) 配偶者暴力相談支援センターの充実

配偶者暴力相談支援センターは、被害者の支援を行う上で中心的な役割を果たす施設であり、配偶者暴力防止法において、都道府県は、「当該都道府県が設置する婦人相談所その他適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。」とされています。また、市町村は、「当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすように努めるものとする。」と規定されています。

本県においては、平成21年3月までは、徳島県女性支援センターが配偶者暴力相談支援センターとしての機能を担っており、平成21年4月からは、更に機能を充実した徳島県こども女性相談センターが担っています。

こども女性相談センターでは、ケースワークの経験がある職員や女性支援相談員などを配置し、来所による相談のほか、電話相談に応じています。

配偶者からの暴力には、単一の機関のみで解決策を見いだすことが困難な場合が多いことから、関係機関との協働を緊密に進め、個々の被害者の状況に応じた多様な支援を展開することが求められています。

また、最も身近な行政主体である市町村は、「配偶者暴力防止法の一部を改正する法律」により配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務化されたことから、配偶者暴力相談支援センターを設置していない市町村においても、相談窓口や情報提供窓口を設置することが望まれます。

### 《現在の主な取り組み》

こども女性相談センターにおける現在の主な取り組みは、次のとおりです。

- ・ 来所による相談のほか、年末年始を除き土日、祝日を問わず、午前9時から午後10時まで電話による相談に応じています。なお、緊急の場合は、夜間・休日を問わずー時保護に対応しています。
- ・ 相談者のプライバシーの保護や安心、安全に配慮し、相談に応じています。
- ・ こども女性相談センターまで来ることが出来ない人を対象に、病院等での出張相談を実施しています。
- ・ 必要に応じて外国語通訳者、手話通訳者を介し、被害者の国籍、障害の有無を問わず、相談を受け付けています。
- · 一時保護が必要な場合には、警察や医療機関等と連携を取って被害者の安全確保に努めています。
- ・ 組織として相談ケースの把握に努めるとともに、相談・支援を行う者に対して、スーパーバイズ等を実施し、資質向上に努めています。(再掲)

### 今後の推進方策

# 通報を受けた場合の対応

- · 緊急保護が必要な場合には、警察や医療機関等と連携を取って被害者の安全 確保に努めます。
- ・ 各福祉事務所に配置されている母子自立支援員にDV問題に関する研修や相談業務へのアドバイスを行うなど、密接に連携を取って、被害者の身近な地域での相談体制を充実します。

### 相談を受けた場合の対応

- ・ 相談者のプライバシーの保護や安心·安全により一層配慮し、相談に応じていきます。
- ・ 被害者の国籍、障害の有無を問わず、受容的な態度で相談を受け、人権に配慮するとともに、不適切な二次的被害が生じることのないような対応に努めます。
- 男性被害者からの相談に、より適切に対応できる体制について検討します。

# 被害者に対する医学的又は心理学的な支援

・ 被害者は、心的外傷後ストレス障害等の障害を抱えることもあり、加害者からの追及の恐怖、将来への不安等精神的に不安定な状態にあります。

こうした心の傷を回復するため、こども女性相談センターにおいて、嘱託医や看護師、保健師、心理判定員にケースワーク経験者も加わり、互いに連携を取りながら医学的又は心理学的な支援を行います。

### 総合的連絡調整の実施

・ こども女性相談センターを県の中核的配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、地域の相談窓口や民間支援団体等に対するスーパーバイズ、更には困難事例のコーディネイトが行える総合調整機能を担っていきます。

### 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置の促進

市町村において、配偶者暴力相談支援センターが設置されるよう働きかけます。

# 主要課題(2) 県警総合相談センター等の充実

警察では、本部及び警察署に24時間相談を受ける体制を取っており、相談受理後の援助措置を迅速、適正に行うため、こども女性相談センター等関係機関との連携に配意するとともに、相談者が相談しやすい環境づくりを進めています。

### 《現在の主な取り組み》

- ・ 本部及び警察署において、24時間相談を受ける体制を取っています。
- ・ 本部及び警察署に、女性警察官や女性職員を配偶者暴力及びストーカー捜査支援員 や捜査支援補助員に指定し、被害女性が相談しやすい体制づくりを進めています。
- ・ 警察においては、被害者の意思を踏まえ、加害者を検挙するほか、事案に応じては、 加害者に対する暴力の制止、指導警告を行うなど被害の発生を防止するための対応をし ています。

# 今後の推進方策

通報を受けた場合の対応

・ 被害者に対し、個別の事案に応じ、必要な自衛措置に関する助言、こども女性相談センター等の関係機関の業務内容及び保護命令制度の説明等被害者の立場に立った対応をします。

## 相談を受けた場合の対応

- ・ 緊急時に110番通報すべき旨や自衛手段を説明することにとどまらず、関係機関等への紹介、加害者に対する指導警告等の措置を個別の事案に応じて説明するなど被害者の立場に立った安全確保を第一とした適切な対応をします。
- ・ 相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合は、被害者の意思を踏まえ、迅速な捜査を行います。
- ・ 刑事事件として立件が困難な場合でも、被害者及び関係者に危害が及ぶおそれがある場合には、必要に応じて適切な援助や関係機関等への引継を行い、加害者に対しては指導警告を行うなど積極的な対応を取ります。
- ・ 被害者に接する際には、被害者の負担を軽減し、二次的被害を与えないよう、相 談しやすい環境の整備を図っていきます。

### 援助の申し出を受けた場合の対応

- ・ 被害者からの援助の申し出が相当と認める場合は、被害を自ら防止するための 措置の教示、住所等を知られないようにするための措置、被害防止交渉に関する事 項についての助言等必要な援助を行います。
- ・ 生命等に対する脅迫を受けた被害者についても、身体に対する暴力を受けた被害者に準じて必要な援助措置を図ります。
- ・ 援助の措置及び自立支援等が適正に行われるよう、こども女性相談センター等関係機関との連携を図ります。

# 主要課題(3) 地域における連携

ますます増加するDV相談に対応するためには、市町村や警察など住民に身近な機関と緊密に連携を図る必要があります。

また、相談にあたっては、相談者のプライバシーの保護等、人権に配慮するとともに、二次的被害が生じることのないよう留意する必要があります。

さらに、民間団体においても、相談窓口を設置し、被害者に対して相談や援助活動など、 支援活動をしています。

行政には、これらの団体の活動を支援し、適切な連携を図ることにより、地域における相談 体制を強化していくことが求められています。

# 《現在の主な取り組み》

・ 各関係機関の参加のもと、DV被害者等支援ネットワーク研究会を開催し、事例をも とに各関係機関の連携について討議・研究を行っています。

### 今後の推進方策

# 男女共同参画交流センター(フレアとくしま)等と関係機関との連携

・ 男女共同参画交流センター(フレアとくしま)や人権教育啓発推進センター(あいぽーと徳島)で受けた相談については、被害を受けた人の悩み、問題を把握・整理し、こども女性相談センター、警察等適切な関係機関に連絡するなど、関係機関との連携強化に努めます。

### 保健所と関係機関との連携

・ 保健所は地域保健の拠点として、母子保健・精神保健活動のなかで、潜在化している配偶者暴力の被害者を発見し、専門的知識を生かして、被害者の相談や指導に取り組むとともに、関係機関や市町村と連携を図ります。

### 児童相談所と関係機関との連携

・ 子どもが配偶者に対する暴力等を目撃することは、子どもに対する心理的虐待であり、子どもの人格形成や身体的成長過程に深刻な影響が生じる危険があることから、関係機関と連携して、心理的なケアや親子関係の再構築、また、保育や教育の場の確保など、必要な支援を行っていきます。

# 福祉に関する事務所等と関係機関との連携

・ 福祉行政の第一線機関として、町村や民生・児童委員など関係機関や団体と密接な連携を保ちながら、配偶者暴力についての理解促進を図り、二次的被害の防止など被害者の立場に立った統一的な取り扱いについて、周知・啓発を図ります。

### 市町村と関係機関との連携

- ・ 住民福祉、母子保健の中心である市町村において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設を設置するよう働きかけを行うとともに、職員の研修や相談業務へのアドバイス等の支援を行い、被害者の身近な地域でセーフティネットの輪を広げていきます。
- ・ 被害者が高齢者虐待や高齢者に係る配偶者からの暴力に該当する場合は、 地域包括支援センター、訪問介護事業所等と適切な措置が講じられるよう連携を図ります。

# 人権擁護機関との連携

・ 法務省の人権擁護機関と情報の交換等を行い、人権擁護機関が対応した被害者のうち、こども女性相談センターの支援が必要な被害者について、適切な措置が 講じられるよう連携を図ります。

### 民生・児童委員との連携

・ 民生・児童委員が、地域に根ざした福祉活動のなかで、配偶者暴力の被害者を 発見したり、相談を受ける場合があります。

配偶者暴力について、正しく理解し、適切な助言や情報提供ができるよう、理解と協力を求めます。

### 県国際交流協会との連携

・ 在住外国人が急増する中、配偶者暴力の外国人被害者に対する支援体制が求められており、外国人生活相談員や通訳ボランティア等を通じ、助言や情報提供など、必要な支援を行っていきます。

# 民間団体との連携

・ 民間団体と協働して、地域における被害者支援活動の充実を図ります。

# 基本目標3 被害者に配慮した保護体制の充実

# 主要課題(1) 一時保護施設の充実

被害者に危険が迫っている場合は、いつでも、どこでも、誰にでも、安全と安心が確保されなければなりません。

DV等に係る意識調査の「配偶者暴力に関して必要と思うこと」によると、「被害を受けた女性が、いつでも身を寄せる場所があること」という回答が68.4%と多くなっており、一時保護施設の充実に努める必要があります。

### 《現在の主な取り組み》

- · 一時保護施設では、夜間休日を問わず保護を必要とする被害者を受け入れています。
- ・ 一時保護に際しては、緊急性や危険度を検討した上で、被害者本人の意思を確認し、一時保護を決定しています。
- ・ 被害者の状況に応じ、民間施設や県外の保護施設等に一時保護を委託し、広域 的な保護体制をとっています。

### 今後の推進方策

## こども女性相談センター

- ・ 嘱託医、看護師、保健師、心理判定員を配置し、入所者及び同伴児(者)に対して、疾病や心身の健康状態に応じた医療的ケアや心理的なケアを行います。
- ・ 警察署、病院、裁判所等への同行支援や、被害者が保護命令の申し立てを円滑にできるよう助言を行います。
- ・ 被害者が外国人や障害を持つ方の場合、言葉や文化、障害によるハンディを被らないように特に配慮します。

### 関係機関との連携

· 高齢者や学齢期の児童生徒などの同伴家族等にも適切な対応ができるよう、高齢者福祉関係機関や教育機関等と連携して対応します。

また、被害者が、心身の障害を有している場合や、高齢者虐待に該当する場合にも適切に対応できるよう、障害者や高齢者福祉関係機関と連携します。

・ 県下の母子生活支援施設において、被害者の一時保護について、適切な職員の配置や安全性の確保に努めるなど、積極的な取り組みを市町村に要請していきます。

### 民間支援団体との連携

・ 被害者にとって、安全な避難場所のひとつであるシェルターが数多くあることが望ましいことから、民間支援団体やボランティアの育成、支援に努めます。

### 男性の一時保護の検討

・ 男性被害者の保護が必要となる可能性もあることから、その場合の適切な一時保護委託先について検討します。

# 主要課題(2) 保護命令への対応

警察では、保護命令の通知を受けたときは、被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、危害防止のための留意事項及び緊急時の迅速な通報等について説明します。

また、加害者に対しては、保護命令の主旨及び保護命令違反が罪に当たることを説明し、命令が確実に遵守されるよう指導警告を適正に行います。

こども女性相談センターでは、保護命令の通知を受けたときは、被害者と連絡を取り、危害 防止のための留意事項及び緊急時の迅速な通報等について周知を図ることが重要です。

## 《現在の主な取り組み》

- ・ 平成19年度から、保護命令の申し立て時から保護命令期間中、希望者に対して、 「携帯用緊急通報装置」を貸し出し、被害者の安全確保に努めています。
- ・ 被害者に対しては、住所又は居所を訪問するなどして、危害防止のための留意事項及び緊急時の迅速な通報等について説明しています。
- ・ 加害者に対しては、保護命令の主旨及び保護命令違反が罪に当たることを説明 し、同命令が確実に遵守されるよう指導警告を行っています。

### 今後の推進方策

### 被害者等の安全確保

- ・ 必要に応じて、一時保護所や学校周辺の見回りを行うとともに緊急通報装置を貸 し出すなど、被害者、被害者の親族、支援者等の安全確保を図ります。
- ・ 加害者が、被害者に対し、保護命令違反のほか、他法令に触れる行為を行った 場合は、被害者の意思を踏まえ、各種法令を適用した措置を厳正にとっていきます。

### 関係機関との連携

- · 警察やこども女性相談センター等関係機関が連携し、把握している情報を共有して で被害者、被害者の親族、支援者等の安全確保を図ります。
- ・ 被害者が他の都道府県に避難する場合でも、関係都道府県警察と連携して安全 の確保を図ります。

# 基本目標4 被害者への自立支援の促進

# 主要課題(1) 被害者への自立支援

配偶者暴力の被害者が、加害者から離れ、安心して自立した生活を築くには、被害者の 生き方や意向を尊重した一層の支援が望まれます。

DV等に係る意識調査の「DV防止に対してどのような対策が必要か」によると、「離婚後の新たな生活を支援する制度があること」、「被害を受けたときの支援について情報提供を進めること」などが挙げられており、被害者の自立支援のため、利用可能な福祉制度や保護命令、離婚調停等についての情報提供や助言、弁護士による法律相談などの支援が必要です。

また、新しい生活をスタートさせるにあたり、住宅の確保、経済基盤の確立、子どもの養育、 心身のケア等について、一人ひとりの状況に応じた多様なサポートが求められています。

このため、市町村やこども女性相談センターが中心となって、関係機関と連携し、被害者の 負担が少ない方法や迅速な対応が取れる体制を作っていくことが必要です。

### 《現在の主な取り組み》

- ・「徳島県営住宅入居に係るDV被害者取扱方針」を策定し、県営住宅へ優先的な 入居を図るなど被害者の住宅の確保に努めています。
- ・ 一時保護所を退所したDV被害者が自立した生活を築く準備のためにステップハウスを設置し、安全な場所の提供、自立に向けた支援を行っています。
- ・ グループワーク等を実施し、被害者やその家族の自立後のフォローアップと心のケアに取り組んでいます。

### 今後の推進方策

### 就業の促進

- ・ 就業講習や能力開発などの就業支援制度等についての情報提供を行います。
- ・ 子どものいる被害者に対しては、母子家庭向けの就業支援制度等について、離婚が成立していなくても受講できるよう配慮します。
- · ハローワーク等就職斡旋機関に対し、被害者への配慮を求めます。

### 住宅の確保

- ・ 市町村に対して、公営住宅への優先的な入居や母子生活支援施設への優先・ 優遇措置について取り組むよう要請します。
- ・ 被害者が住宅を確保できるまでの間の居所としてのステップハウスなどの活用を図ります。

### くらしの安定

- ・ 被害者が経済的支援を要する場合は、配偶者からの暴力により、心身とも傷ついていることに十分配慮の上、生活保護や児童扶養手当、各種貸付金制度等を活用し、自立を助長します。
- ・ 市や他府県の福祉の実施機関に対しても、同様の理解と協力を求めていきます。

### 関連する法制度の柔軟な運用

- ・ 健康保険、国民年金などの制度の運用や手続き等については、被害者の救済と 自立支援を図る観点から、柔軟で迅速な取り扱いを要請します。
- ・ 複数の公的サービス提供に関わる市町村に、被害者に対応する窓口の一元化 や手続きの簡素化など二次的被害の防止や被害者の負担軽減に努めるよう要請し ます。

## 被害者等に関する情報の保護

・ 被害者の保護の観点から、住民基本台帳の閲覧等について不当な目的による利用を防止する以下のような措置の適切な運用について、市町村に対する周知に努めます。

配偶者からの暴力及びストーカー行為等の被害者からの申し出により、市町村長は、警察等の意見を聴き、確認の上、加害者からの住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付についての請求は、不当な目的があるものとし、交付または閲覧させない措置をとること。

市町村長は、加害者のなりすましや加害者の依頼を受けた第三者への交付を防止するため、第三者からの請求については、本人確認及び請求事由の審査を厳格に行うこと。

市町村長は、外国人登録原票の写しの請求等に際して、身分を証明する書類の提示を求めるなど、請求者が同居の親族等に該当することを厳格に審査すること。

### 司法手続きへの支援

・ 被害者の実状を踏まえ、離婚調停手続きについての相談、弁護士による法律相 談窓口の紹介、保護命令制度の利用支援など被害者の司法手続きを支援します。

### 被害者の自立後のフォローアップ

・被害者やその家族の自立後も、フォローアップと心のケアに取り組みます。

# 主要課題(2) 子どもへの支援

「児童虐待の防止等に関する法律」には、子どもが同居する家庭において配偶者に対し 暴力をふるう等の行為を行うことも児童虐待であると定義されています。

また、DV等に係る意識調査の「配偶者暴力に関して必要と思うこと」によると、「子どもへの対策や配慮が行われること」が75.4%と多くあることから、子どもの状況に応じ、適切に対応していく必要があります。

# 《現在の主な取り組み》

・ 児童相談所において、医学的又は心理学的ケアを必要としている子どもに対し、 精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、子どもの状況を正しく把握しカウンセリング等を実施しています。

### 今後の推進方策

児童相談所による医学的又は心理学的な支援等

・ 平成16年度に作成した「児童虐待防止マニュアル」や「要保護児童対策地域協議会」を活用し、更なる子どものケアに努めます。

# 教育関係者との連携協力

- ・ 被害者と同居している子どもに対して、加害者に接近禁止命令が発せられた場合は、教育委員会や学校と連携して適切な対応をします。
- ・ 子どもの転校に際し、加害者からの追及を避けるため、加害者からの問い合わせ に応じないことや、住民票を移すことなく学齢簿が移動できるよう、市町村教育委員 会は適切な対応をします。

### 児童相談機関とその他関係機関との連携

・ 児童相談機関は、児童虐待防止マニュアルや要保護児童対策地域協議会を活用し、児童福祉施設、民生・児童委員、保育・教育機関、医療、警察等関係機関と 緊密な連携を推進し、子どもの健全育成に努めます。

児童虐待防止マニュアルとは「とくしま子どもの虐待防止ハンドブック(平成17年3月 徳島県作成)」のことをいいます。

### 主要課題(1) 関係機関の連携

被害者の保護と自立支援を図るためには、県、警察、教育委員会と市町村の関係機関、 人権擁護機関、裁判所及び医療関係者や弁護士等が、共通の認識を持ち、相談、保護、自 立における様々な段階において、その場面に適した連携を図りながら取り組んでいく必要が あります。

配偶者からの暴力には、身体的以外の精神的や性的、経済的、社会的な内容も含めた暴力行為があるということを、関係機関が共通認識として持ち、緊密に連携し、被害者の救済支援や加害者への対応にあたることが求められています。

### 《現在の主な取り組み》

- · 「配偶者からの暴力に関する相談機関等連絡会議」を設け、各関係機関と連携を図っています。
- ・ DV被害者からの相談に応ずる一人ひとりが、被害者の立場に立って適切な対応ができるよう、また、DV被害者への情報提供と関係機関への的確な引継が行えるよう「DV被害者相談マニュアル」を作成しています。
- ・ 広域的な連携を図るため、全国知事会において「DV被害者一時保護広域連携」に ついての申合せを行っています。
- ・ 県の関係機関は連携し、都道府県域を越えた広域的支援を実施しています。

### 今後の推進方策

「配偶者からの暴力に関する相談機関等連絡会議」の活用

· 「配偶者からの暴力に関する相談機関等連絡会議」を活用し、配偶者からの暴力 の防止及び被害者の支援のため、情報・意見の交換を行います。

### DV被害者相談マニュアルの活用

・ 被害者からの相談に対する対応、加害者からの問い合わせなどに対する対応、 各関係機関の役割などを記載した「DV被害者相談マニュアル」を活用し、関係機関 の連携に努めます。

### 広域的な連携

・ 加害者からの追及から逃れるため、県外の施設で保護する広域的措置や自立支援も必要であることから、都道府県域を越えた広域的な連携を図ります。

### 被害者の子どもに対する連携

・児童相談機関は、「児童虐待防止マニュアル」や「要保護児童対策地域協議会」

を活用し、児童福祉施設、民生・児童委員、保育・教育機関、医療、警察等関係機関 との緊密な連携を推進し、子どもの健全育成に努めます。

### 地方入国管理局との連携

・ 被害者が人身取引の被害外国人や不法滞在外国人である場合には、地方入国管理局と十分な連携を図り、被害者に対し適切な対応を行います。

# 主要課題(2) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の被害者に対する支援については、被害者に寄り添い、柔軟に対応できるボランティアやNPO、日本司法支援センター(法テラス)などの民間団体の活動が欠かせません。

民間団体は、「女性に対する暴力をなくす運動」などの普及啓発活動や被害者が自立するために一時的に資金を貸し付けたり、自立に必要な物資を調達するなど、普及啓発や被害者の自立に大きな役割を果たしています。

また、県内にも被害者の状況に柔軟に対応できる民間ステップハウスが設立されています。

今後も、民間団体との連携をより一層進める必要があります。

## 《現在の主な取り組み》

- ・ 弁護士会の中に「犯罪被害者支援センターの女性支援部会」が設置され、配偶者からの暴力についての理解を深めるなど、被害者の支援のため、積極的に連携しています。
- ・ 医療現場や弁護士事務所にDVのパンフレット及び相談機関等の周知用カードを 配布するなど、連携に努めています。
- ・ 日本司法支援センター(法テラス)では、DV被害者に対して、 相談窓口の案内 法制度の紹介 DV被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介 DV 防止パンフレットの設置 民事法律扶助業務 などを行っています。

### 今後の推進方策

民間支援団体等との連携

- ・ 県内の民間団体と、「女性に対する暴力をなくす運動」などの普及啓発活動について、引き続き連携を図ります。
- ・「配偶者からの暴力に関する相談機関等連絡会議」を更に発展させ、民間支援団体の参加を得て、連携と協働に努めます。

### 弁護士会等との連携

・ 被害者の自立を支援する上で、法的な助言・指導は欠かせないことから、弁護士会の「犯罪被害者支援センターの女性支援部会」や「日本司法支援センター(法テラス)」との連携を進めます。

### 医師会・歯科医師会との連携

・ 被害者が発見される可能性の高い医療現場での実態把握に努め、早期発見・相 談体制や情報提供の方法について連携します。

# 主要課題(3) 民間団体への支援

被害者の自立に向け、県下全域できめ細かな支援を展開するには、県や市町村の行政サービスだけでなく、民間の多様なケアやサポートが必要です。

### 《現在の主な取り組み》

- ・「フレアとくしま」において、NPO等の民間団体の提案による「企画委託事業」などを 実施し、民間支援団体の育成支援に努めています。
- ・ DV被害者自立支援事業の一部を民間団体に委託を行うなど、民間支援団体の育成支援に努めています。

# 今後の推進方策

### 民間支援団体への支援

- ・ NPOや民間団体と協働して、ステップハウスの設立支援や被害者の自助グループの設立・育成など、地域における支援活動の充実と気運の醸成に取り組みます。
- ・ 民間支援団体が、被害者の相談に応じたり支援計画を立てる際の助言などの スーパーバイズを行い、また、被害者の相談・支援にあたる者に対する研修の機会 や情報の提供に努めます。

# 基本目標6 苦情相談体制の充実

# 主要課題(1) 苦情の適切かつ迅速な処理

配偶者からの暴力の被害者に対する理解不足等による二次的被害を防止し、被害者が安心して相談し保護されるには、被害者に関わる職員に対して継続的な研修を行うとともに、執行機関とは別に、苦情を受け付け、公正な視点で対処し問題解決する体制づくりが必要です。

# 《現在の主な取り組み》

こども女性相談センターに一時保護についての苦情相談窓口を設けています。

# 今後の推進方策

苦情相談体制の整備

配偶者からの暴力に関する相談や一時保護での苦情は、それぞれの機関で対応するだけではなく、より公正な取り扱いができるよう、執行機関とは別に苦情を受け付け対処する第三者委員を設置するなど、苦情処理体制を充実します。

# 基本目標7 調査研究の推進

# 主要課題(1) 被害者の心身の健康の回復及び加害者更生のための指導に関する調査研究

配偶者暴力防止法では、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、被害者の心身の健康を回復させるための方法、加害者の更生のための指導の方法等に関する調査研究の推進に努めるものとされています。

国においては、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、各種の調査研究を行っています。

### 《現在の主な取り組み》

・ 配偶者暴力の防止等に関する施策を推進する上での基礎資料とするため、県民全般を対象に、配偶者からの暴力に関する県民意識やその被害・加害の実態を把握することを目的に、徳島県e-モニター制度を活用した「DV等に係る意識調査」を実施しています。

### 今後の推進方策

被害者の心身の健康回復に関する調査研究

国や民間団体等が進めている被害者の心身の健康を回復させるための調査研究について、情報収集・提供に努めます。

加害者更生のための指導に関する調査研究

国や民間団体等が進めている加害者更生のための指導に関する調査研究について、情報収集・提供に努めます。